

**第21回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア埼玉2009」
私鉄車内広告掲出業務契約書（案）**

第21回全国生涯学習フェスティバル実行委員会（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、第21回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア埼玉2009」私鉄車内広告の掲出に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、第21回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア埼玉2009」私鉄車内広告の掲出業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（業務の実施）

第2条 乙は、業務を第21回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア埼玉2009」私鉄車内広告掲出仕様書に基づいて履行しなければならない。

（契約金額）

第3条 契約金額は、金 円（消費税額及び地方消費税額 円を含む。）とする。

（契約の期間）

第4条 契約期間は、平成21年 月 日から平成21年 月 日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、〇〇円とする。

（監督員）

第6条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもって乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（監督員に従う義務）

第7条 乙は、甲が定めた監督員の指示に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（業務責任者）

第8条 乙は、業務責任者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、甲が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(履行期間等の変更)

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由により、業務を履行することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間等の変更を求めることができる。ただし、その変更事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

(検査及び業務完了)

第10条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。甲は、当該検査の結果、業務を合格と認めるときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(契約金額の支払)

第11条 乙は、業務完了後、甲の指示する手続に従って支払を請求するものとする。

2 甲は、第1項の請求があった日から30日以内に、乙に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利の帰属)

第13条 乙は、本件業務の履行に伴い成果物及びその他の権利が生じたときは、甲に移転しなければならない。

2 乙は、本件業務の履行及び本件業務の成果物に対して、第三者の知的財産権を侵害しないことを保障しなければならない。

(再委託等の禁止)

第14条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(違約金の徴収)

第15条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により第4条に定める契約期間内に業務を履行することができなかったときは、日数に応じ、第3条の契約金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたとき、又は第19条の規定により契約を解除されたときは、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、第3条の契約金額を上限として、甲、乙協議して定めるものとする。

(状況報告等)

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、業務の実施について、その状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(秘密の保持)

第18条 乙は、業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告なしに契約を解除することができるものとする。

(1) 契約の締結及び履行に関し不正の行為があったとき。

(2) 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が銀行取引を停止されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約の条項又は仕様書に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は第3条の契約金額の10分の1の額を違約金として甲の指定する期限内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

(定めのない事項等)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成21年 月 日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

甲 第21回全国生涯学習フェスティバル実行委員会

会長 上 田 清 司 ⑩

住 所

乙 ○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

様式第 1 号（第 6 条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

委託者

印

監督員の指定（変更）について（通知）

下記のとおり監督員を指定（変更）したので、第 2 1 回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア埼玉 2 0 0 9」私鉄車内広告掲出業務契約書第 6 条の規定により通知します。

記

業 務 名		
監 督 員	所属課所	
	職 名	
	氏 名	

様式第2号（第8条関係）

業務責任者通知書

平成 年 月 日

（あて先）

第21回全国生涯学習フェスティバル実行委員会

会 長 上田 清司

受託者

印

下記のとおり業務責任者を定めたので、第21回全国生涯学習フェスティバル「まなび
ピア埼玉2009」私鉄車内広告掲出業務契約書第8条の規定により通知します。

記

業 務 名	
履 行 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
金 額	金 額 円
業務責任者	

様式第3号（第10条関係）

業務完了報告書

平成 年 月 日

（あて先）

第21回全国生涯学習フェスティバル実行委員会

会 長 上田 清司

受託者

印

下記業務が平成 年 月 日完了したので、第21回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア埼玉2009」私鉄車内広告掲出業務契約書第10条第1項の規定により通知します。

記

業 務 名	
履 行 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
金 額	金 額 円

様式第4号（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

委託者

印

業務完了検査結果について（通知）

下記業務は、平成 年 月 日完了検査の結果、合格したので、第21回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア埼玉2009」私鉄車内広告掲出業務契約書第10条第2項の規定により通知します。

記

業 務 名	
履 行 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
金 額	金 額 円